

第5回二次性副甲状腺機能亢進症に対するPTx研究会 世話人役員会議事録

2013年9月27日 19:30-20:00
キャッスルプラザホテル 茜の間にて

- 1) 第6回の学術集会の開催概要については、当番世話人を安永親生先生（済生会八幡総合病院）とし2014年9月19日（金）-20日（土）にホテルクラウンパレス小倉で開催することとする。また第7回（2015年）学術集会の当番世話人は児島康行先生（井上病院）が推薦され承認された。
- 2) 菊地廣行先生（前仙台社会保険病院）より世話人ご退任の意向あり承認された。また新規世話人として芳賀 泉 先生（仙台社会保険病院 外科部長）が推薦され承認された。また監事の札幌北楡病院：久木田和丘先生が第四章9条（世話人および監事は65才定年制とする）により監事をご退任となったが、今後は特別会員という立場にてご指導頂くことが承認された。
- 3) 会計報告を会計代理として富永が行い、23年度会計報告および24年度予算案が報告され承認された。
- 4) その他報告事項として世話人の先生方の所属の変更が報告された。

沼野 正浩	（掛川市立総合病院）	⇒中東遠総合医療センター
矢島 愛治	（Indiana University）	⇒あけぼのクリニック
岩元 則幸	（桃仁会病院）	⇒桃仁会

二次性副甲状腺機能亢進症に対する PTx 研究会
(Parathyroid Surgeons' Society of Japan)

会則

平成 25 年 9 月現在

第一章 総 則

- 第 1 条 本会は「二次性副甲状腺機能亢進症に対する PTx 研究会 (Parathyroid Surgeons' Society of Japan)」と称する。
- 第 2 条 本会の運営及び企画は世話人会、事務局により執り行うものとする。
- 第 3 条 本会は事務局を「〒466-8650 名古屋市昭和区妙見町 2 番地 9、名古屋第二赤十字病院 移植・内分泌外科」内に置く。

第二章 目的および事業

- 第 4 条 本会は腎不全に合併する二次性副甲状腺機能亢進症例に対する副甲状腺摘出術の技術の研鑽と普及、臨床研究の実施ならびに会員相互の情報交換を図ることを目的とする。
- 第 5 条 本会は前条の目的を達成するために以下の事業を行う。
- 1) 学術集会の開催
 - 2) PTx 症例の登録業務
 - 3) その他、本会の目的に沿った事業

第三章 会 員

- 第 6 条 本会の会員は、顧問、代表世話人、世話人、監事、事務局・会計、副甲状腺摘出術に携わる医師、コメディカルならびに学術集会の参加者とする。

第四章 役 員

- 第 7 条 本会を運営するため、役員として顧問、代表世話人、世話人、監事および事務局を置く。
- 第 8 条 顧問、代表世話人、世話人、監事及び事務局の選出は世話人会で審議するものとする。
- 第 9 条 世話人および監事は 65 才定年制とする。
- 第 10 条 役員については以下の通りとする。

顧 問 代表世話人 世 話 人	大平 整爾	(札幌北クリニック)
	秋澤 忠男	(昭和大学)
	深川 雅史	(東海大学)
	富永 芳博	(名古屋第二赤十字病院)
	一森 敏弘	(たまき青空病院)
	伊藤 和行	(松江赤十字病院)
	大田 和道	(高知高須病院)
	小野寺 一彦	(札幌北楡病院)
	角田 隆俊	(東海大学)
	門倉 義幸	(昭和大学横浜市北部病院)
	桑原 守正	(東徳島医療センター)
	児島 康行	(井上病院)
	澁谷 浩二	(住吉川病院)
	新宅 究典	(土谷総合病院)
	武本 佳昭	(大阪市立大学)
	田中 克浩	(川崎医科大学)
	土田 健司	(川島病院)
	中村 道郎	(東海大学)
	沼野 正浩	(中東遠総合医療センター)
	芳賀 泉	(仙台社会保険病院)
橋本 哲也	(桃仁会病院)	
日比 八東	(藤田保健衛生大学)	
矢島 愛治	(あけぼのクリニック)	
安永 親生	(済生会八幡総合病院)	
渡邊 紳一郎	(済生会熊本病院)	
事 務 局	稲熊 大城	(名古屋第二赤十字病院)
特別会員	岩元 則幸	(桃仁会)
	久木田 和丘	(札幌北楡病院)
スーパーバイザー	田原 英樹	(大阪市立大学)
	都築 豊徳	(名古屋第二赤十字病院)
会 計	高木 茂樹	(名古屋第二赤十字病院)

(敬称略、五十音順)

第五章 学術集会

第11条 本会は、原則として年1回学術集会を開催し、代表世話人および当番世話人が開催を執り行う。開催時期及び開催場所は当番世話人が決定し会員に通知する。世話人会は次々期の当番世話人を選出し承認を得る。

第六章 運 営

第12条 事務局は本会の運営に関する会務（庶務、財務、渉外、学術等）を総括し、世話人と協議し本会を運営する。

第13条 世話人会は5条に示す事業を行うにあたり、その遂行のために各種委員会を設置することができる。

第14条 世話人会にて共催者を設定することが出来る。また申し出により共催者は辞退することが出来る。

第15条 会則は世話人会で協議の上、変更することが出来る。

第七章 運営費

第16条 本研究会の運営は、本会参加者の参加費及び共催者の運営費で運営される。

第八章 会 費

第17条 学術集会への参加を希望するものは、参加費3000円を徴収する。

なお、会費の変更、中断・再開の際には世話人会にて審議するものとする。

第18条 会計年度は4月から翌年3月までとする。

第九章 付則

第19条 本会の開催期間は5年間とし見直す。

第20条 本会の会則は平成20年10月5日より発効する。

平成22年9月17日改定

平成23年10月22日改定

平成24年9月15日改定

平成25年9月28日改定

以上